

総務大臣 麻生太郎 殿

統計審議会会長 竹内 啓

**諮問第293号の答申**

**平成16年に実施される全国消費実態調査の計画について**

総務省は、平成16年に実施を予定している全国消費実態調査（指定統計第97号を作成するための調査）について、高齢化及び情報化の進展等を踏まえ、家計の実態をよりの確に把握するため、調査事項の変更等を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の調査計画全般について、統計需要への的確な対応、結果精度の確保等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の調査計画

(1) 調査事項の変更

ア 家計簿B（11月用）

今回調査で用いられる7種類の調査票（「家計簿A（9月、10月用）」、「家計簿B（11月用）」、「耐久財等調査票」、「年収・貯蓄等調査票」、「世帯票」、「家計簿C」、「個人収支簿」）のうち、家計簿B（11月用）については、情報化の進展等を踏まえ、通信販売の内訳として「インターネット」を追加する計画である。

これについては、IT関連機器の普及に伴いインターネットを介した商品の売買が活発になっていることから、適当である。

なお、「通信販売（インターネット）」について、報告者が正しく回答できるよう、記入の手引等で分かりやすく説明する必要がある。

イ 年収・貯蓄等調査票

年収・貯蓄等調査票については、「金投資口座・金貯蓄口座」を廃止することを計画している。

これについては、前回調査の結果ほとんど回答がなく、「その他」に含めて把握しても結果に大きな影響を与えないことから、適当である。

ウ 世帯票

世帯票については、①これまで単独で把握していた「勤務状態」（普通、パートの別）を「就業・非就業の別」の「就業」と統合し、内訳を「うちパート・アルバイト」とする、②在学者の学校の種別において別々に把握していた「保育所」と「幼稚園」を「幼稚園・保育所」に統合する、③要介護者のいる世帯における家計の実態を明らかにするため、要介護認定者の有無を把握する、④集計結果への需要を勘案し、「耕地面積」及び「入居時期（持ち家以外）」を廃止することを計画している。

①については、これまで就業時間で把握することを意図していた「パート」に職場の呼称である「アルバイト」を加えることで、報告者の混乱を招きかねないことから、「就業」の内訳から「アルバイト」を除き、「うちパート」のみとすることが適当である。

②については、本調査事項が、少子化対策における貴重なデータとなり得ると考えられることから、引き続き区分して把握することが、適当である。

なお、「大学」については、大学院や短期大学等も含まれることから、報告者が的確に回答できるよう、「大学等」とすることが適当であり、「大学等」の範囲を記入の手引等で明確にする必要がある。

③については、高齢化の進展を踏まえ、家族の中で「要介護」と認定されている者の有無を把握することは適当であるが、報告者が的確に回答できるよう設問を工夫するとともに、家族の定義や要介護の範囲について記入の手引等で明確にする必要がある。

④については、「耕地面積」を廃止することは、報告者負担の軽減等の観点から適当であるが、「入居時期（持ち家以外）」は、5年ごとの住宅建設計画の策定時における住宅費負担率の検討等に活用されていることから、引き続き調査することが適当である。

## (2) 調査票様式の新設、変更等

調査票様式については、新たに乙調査で使用する調査票様式として、家計簿Cを新設することを計画している。

これについては、従来、甲調査の家計簿Aを使用していたが、乙調査においては使用しない欄が多いため、報告者の負担を考慮したものであり、適当である。

また、家計簿A及びBにおいて、「口座自動振替による支払」における「公共料金等の支払」、「クレジットカード、月賦、掛買いの支払」の統合及び支払内訳欄の記載項目の追加・変更を行うとともに、前回調査で別々に把握していた「収入及び収入からの控除」、「現金支出」の統合等を計画している。

これらについては、報告者負担の軽減及び調査の効率的実施の観点から適当である。

しかし、生命保険・損害保険等の保険料についても、多数の世帯が口座自動振替による支払をしていると考えられることから、支払内訳欄の記載項目として追加することが適当である。

## (3) 標本設計の変更

標本設計については、二人以上の世帯については標本数を約400世帯縮減し、単身世帯については、30人以上の寮・寄宿舎に居住する単身世帯の標本数を約300世帯縮減する一方、これ以外の単身世帯の標本数を約300世帯増加することを計画している。

これについては、30人以上の寮・寄宿舎に居住する世帯が減少していること等状況の変化を踏まえ、前回調査と同規模の標本数を確保することを目標に標本設計を行った結果であり、適当である。

## 2 今後の課題

本調査は、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費水準及び構造等の家計の実態

を明らかにする重要な調査である一方、報告者にとっては、3か月間にわたり日々家計簿に記帳しなければならないほか、家計の資産等も調査されるなど、負担の重い調査となっている。

これに加えて、昼間不在世帯の増加、オートロックマンションの普及等により、若年単身世帯を中心として調査対象世帯への面接が困難となっており、実査を担う地方公共団体及び統計調査員の負担も増大していることから、実査の現状を把握した上で、必要に応じ試験調査を実施することを含め、調査方法の見直しを検討する必要がある。

さらに、本調査の実施予定年度である平成21年度は平成16年度と同様大規模周期統計調査がふくそうすることを受けて、大規模周期統計調査について簡素・合理化を図ることとし、その具体化に向け、調査規模、調査方法等を検討するとともに、実施時期の調整の検討を行うことが求められている。

このため、全国消費実態調査の今後の在り方については、単身世帯を始めとした調査方法の見直し等の具体的な検討を行う場を、調査実施部局において平成16年7月までに設置し、その中で平成16年調査の実施状況の分析・評価と併せて検討を行う必要がある。